

第**79**期

定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

東京都中央区新川二丁目5番2号
当社本店7階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する
退職慰労金贈呈の件



(証券コード1787)
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目5番2号

株式会社 **ナカボーテック**

代表取締役
社 長 木 村 浩

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力書面により事前の議決権行使をいただき株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使をされる株主様におかれましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 2. 場 所** 東京都中央区新川二丁目5番2号
当社本店7階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
報告事項 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案** 剰余金処分の件
 - 第2号議案** 定款一部変更の件
 - 第3号議案** 取締役3名選任の件
 - 第4号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合、並びに株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(アドレス<https://nakabohtec.co.jp/ir/index.html>)に掲載させていただきます。
- ◎今般の新型コロナウイルス感染拡大防止を背景とした株主総会運営迅速化の指摘を踏まえ、従来実施しておりましたスライド投影による事業報告内容の説明を本株主総会では行わず、事前に上記ウェブサイトに掲載することといたしました。当該スライドは、6月21日(火)以降に同ウェブサイト(アドレス<https://nakabohtec.co.jp/ir/index.html>)でご覧いただけますので、株主の皆様におかれましては是非ご覧いただきますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止への対応
- ご来場の株主様は、マスクのご持参及びご着用、アルコール消毒のご使用にご協力をお願い申し上げます。
 - ご来場の株主様は、会場の入り口付近にて、非接触型体温計による検温へのご協力をお願い申し上げます。運営スタッフが追加で検温のご協力をお願いすることがございますが、その際はご協力ください。なお、“発熱がある”と認められる株主様はご入場をお断りする場合がございます。
 - ご来場の株主様は、マスクのご着用及び検温等へご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分について、従来より安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回り等を総合的に勘案して決定する方針としており、その具体的目標として、配当性向70%を目途とすることに加え、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年3月期より5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行うこととしております。

上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、第79期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
1株当たり220円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は542,055,360円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会書類の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。)

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)

(附則)

- 1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役3名選任の件

経営体制の強化を図るため、独立社外取締役2名を含む、社外取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本総会終結の時をもって社外取締役星川次夫氏が辞任されますので、社外取締役数は2名の増員となります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	在任 年数	取締役会への 出席状況
1	新任 おち あい けん じ 落合 健司	社外取締役		
2	新任 しば た こう いち ろう 柴田幸一郎	社外取締役 独立役員		
3	新任 きし とし はる 岸 利治	社外取締役 独立役員		

候補者番号

新任

社外取締役

1

おち あい けん じ
落合 健司
(1968年8月11日生)

所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	—

略歴、当社における地位、担当

1992年 4月 三井金属鉱業株式会社入社
2017年 4月 同社機能材料事業本部管理部長
2020年 6月 同社経営企画本部コーポレート
コミュニケーション部長

2022年 4月 同社執行役員経営企画本部コーポレ
ートコミュニケーション部長(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

落合健司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において主に経理及び広報部門の経験を通じて、経営管理およびコーポレート・ガバナンスに対する深い知見を有すると共に、企業経営におけるあらゆるステークホルダーに対する広報戦略の在り方に関しても幅広い見識を有しています。これらに基づき、社外取締役として持続的な企業価値向上に取り組む当社の執行を監督する適切な人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

新任

社外取締役

独立役員

2

しば た こう いち ろう
柴田幸一郎
(1961年4月17日生)

所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	—

略歴、当社における地位、担当

- 1993年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
- 1998年 2月 弁護士柴田幸一郎法律事務所開設
- 2017年10月 森六ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柴田幸一郎氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、コーポレート・ガバナンス及び企業法務に関する高い見識を有しています。これらに基づき、独立社外取締役として当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指摘をいただけるものと期待しております。同氏は、これまでに他社の社外取締役として経営に携わった経験があり、上記の理由により、独立社外取締役としての職務を適切に遂行する人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

新任

社外取締役

独立役員

3

きし
岸
(1967年5月26日生)

とし はる
利治

所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	—

略歴、当社における地位、担当

2007年 4月 東京大学生産技術研究所准教授
2009年 8月 東京大学生産技術研究所教授(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岸利治氏は、東京大学生産技術研究所においてコンクリート工学を専門とする教授として、高い専門性と豊富な知識に基づく技術領域における高い見識を有しています。これらに基づき、独立社外取締役として当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指摘をいただけるものと期待しております。同氏は、これまでに会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、独立社外取締役としての職務を適切に遂行する人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 柴田幸一郎氏、岸利治氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、両氏が原案通り選任された場合には、新たに独立役員となる予定であります。

ご参考

第3号議案が承認可決された後の取締役および監査役に期待する知識・経験・能力（スキルマトリックス）

氏名	地位	各役員に特に期待する分野						
		企業経営	事業戦略	財務会計	研究開発 技術 製造	マーケティング 営業	安全・環境 品質	法務 ガバナンス
きむら 木村 浩	代表取締役社長	●	●				●	
なかたに 仲谷 伸人	代表取締役副社長	●			●		●	
まどの 真殿 宏	取締役				●	●		●
ふじわら 藤原 博方	取締役				●	●		
あんの 阿武 宏明	取締役			●			●	●
みなみ 南 正信	取締役		●		●	●		
なかがわ 中川 哲央	社外取締役	●					●	●
おちあい 落合 健司	社外取締役	●		●				●
しばたこういちろう 柴田幸一郎	社外取締役【独立】	●						●
きし 岸 利治	社外取締役【独立】				●			
たかはら 高原 一紀	常勤監査役	●					●	●
くつない 沓内 哲	社外監査役	●		●				●
やました 山下 雅司	社外監査役	●		●				●
おぼた 小畑 明彦	社外監査役【独立】							●

本マトリックスは、各人の有する全ての経験・知見を表すものではなく、各人の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を最大3つずつ記載しています。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって辞任される取締役星川次夫氏に対し、その在任期間中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告20ページから21ページに記載の通りであります。

退任取締役の略歴は、次の通りであります。

氏名

ほしかわ つぐお
星川 次夫

略歴

2021年6月 当社社外取締役 現在に至る

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におきましては、老朽化する社会インフラへの維持管理、長寿命化への取り組みが続いており、期初から港湾事業を中心に大型案件の出件が相次ぎました。このような状況のもと、当社は、調査業務や提案営業に注力しつつ、新技術・新工法の開発、展開に積極的に取り組んでまいりました。

結果、受注高は前事業年度に比べ178百万円増の13,205百万円となり、売上高は前事業年度に比べ103百万円減の12,909百万円となりました。受注残高は前事業年度末に比べ552百万円増の3,019百万円となりました。

損益面では、主要な原材料であるアルミニウム価格高騰等の影響を受け、経常利益は前事業年度に比べ213百万円減の1,095百万円となり、当期純利益は同137百万円減の763百万円となりました。

各事業別の概況は以下のとおりであります。

港湾事業は、防災・減災および国土強靱化に向けた重点的な予算措置が図られたこと、また関西地区での護岸整備需要等により、受注高は前事業年度に比べ693百万円増の8,630百万円となり、売上高は同679百万円増の8,715百万円となりました。

地中事業は、出件の繰延や保全需要の周期的落ち込みが重なり、受注高は前事業年度に比べ494百万円減の2,183百万円となり、売上高は同1,015百万円減の1,879百万円となりました。

陸上事業は、受注高は前事業年度に比べ52百万円増の771百万円となり、売上高は同91百万円減の746百万円となりました。

R Cその他の事業は、前事業年度に受注したR C大型案件が完工し、受注高は前事業年度に比べ72百万円減の1,618百万円となり、売上高は同323百万円増の1,567百万円となりました。

なお当社は、安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回りを総合的に勘案して決定する従来の利益配分方針に加え、2019年5月9日開催の取締役会において、その具体的目標として、配当性向70%を目標とし、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年3月期より5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行う方針を決定し、東京証券取引所に開示しております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、1株当たり220円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

事業別売上高は、次表のとおりであります。

事業区分	販売区分	第 78 期		第 79 期 (当事業年度)		対前期増減率 (%)
		売上高 (百万円)	構成率 (%)	売上高 (百万円)	構成率 (%)	
港湾事業	完成工事高	6,400	49.2	6,644	51.5	3.8
	製品等売上高	1,634	12.6	2,071	16.0	26.7
	計	8,035	61.7	8,715	67.5	8.5
地中事業	完成工事高	2,796	21.5	1,792	13.9	△35.9
	製品等売上高	98	0.8	87	0.7	△11.4
	計	2,895	22.2	1,879	14.6	△35.1
陸上事業	完成工事高	382	2.9	248	1.9	△35.0
	製品等売上高	454	3.5	497	3.9	9.4
	計	837	6.4	746	5.8	△10.9
RC事業	完成工事高	1,166	9.0	1,478	11.5	26.8
	製品等売上高	62	0.5	17	0.1	△71.4
	計	1,228	9.4	1,496	11.6	21.8
国際事業	完成工事高	0	0.0	0	0.0	167.3
	製品等売上高	15	0.1	70	0.5	348.7
	計	15	0.1	71	0.6	345.8
全社合計	完成工事高	10,747	82.6	10,165	78.7	△5.4
	製品等売上高	2,266	17.4	2,744	21.3	21.1
	計	13,013	100.0	12,909	100.0	△0.8

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当期の所要資金は自己資金より充当し、外部からの調達は行っていません。

② 設備投資

当事業年度の設備投資額は121百万円で、その主な内容は、鑄造用鑄型の更新であります。

(3) 財産及び損益の状況

当事業年度及び過去3年間の業績の推移は次表のとおりであります。

区 分	第 76 期	第 77 期	第 78 期	第 79 期 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	11,068	11,467	13,026	13,205
売 上 高 (百万円)	10,976	11,019	13,013	12,909
経 常 利 益 (百万円)	638	664	1,309	1,095
当 期 純 利 益 (百万円)	437	466	901	763
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	171円81銭	185円59銭	365円80銭	312円19銭
総 資 産 (百万円)	10,762	10,576	11,251	10,860
純 資 産 (百万円)	7,142	7,122	7,453	7,641
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,822円48銭	2,863円07銭	3,079円18銭	3,101円54銭

(注) 受注高等の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

今後の事業活動におきましては、公共投資の量的制約、受注競争の激化、原材料価格や労務費の上昇、与信リスクの顕在化などのダウンサイド・リスクを認識する必要がありますが、ライフサイクル・コストの観点から、維持補修を中心としたインフラ整備の方向性は、設備の長寿命化を目的とする当社防食事業にとって追い風であると認識しております。

このような判断、現状認識のもと、当社は以下のことを対処すべき課題とし、全社一丸で収益基盤強化の取り組みを進めております。

1. 事業毎に技術に裏打ちされた提案営業を徹底し、防食効果の経済性を市場に浸透させ、既存の更新にとどまらず、無防食設備や従来認識されていなかった新たな対象の「掘り起こし」を図る。
2. 事業で培った技術力、営業力を総合的に活かし、新商品、新事業の展開を加速する。
3. 生産性向上や更なるコスト・ダウンの推進など、競争力と収益力の維持・改善を図る。
4. 人材を確保・育成し、将来想定される事業環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築する。

以上の実施に加え、日常の事業活動におけるたゆまぬ努力により、企業価値を高め、配当可能利益の確保に努めてまいります。

次年度（第80期）につきましては、大型案件の出件が相次いだ当年度には及ばないものの、港湾関連を中心とした需要は堅調に推移するものと予想しております。一方で、ポストコロナにおける経済回復、ウクライナ情勢、為替相場等を背景としたアルミニウムを始めとする原材料やエネルギー価格の上昇によるコスト増加が見込まれることにより、売上高11,800百万円、経常利益460百万円、当期純利益320百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は電気防食工事、被覆防食工事、塗装防食工事及び腐食環境調査等総合的な防食に関する事業を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

なお、当社は建設業法に則り特定建設業「(特-27) 第4101号」許可のもとに、事業を行っております。

(6) 主要な事業所及び使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区	営 業 所	
支 店		北 海 道 営 業 所	北 海 道 札 幌 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市	北 陸 営 業 所	新 潟 県 新 潟 市
東 関 東 支 店	千 葉 県 市 原 市	福 島 営 業 所	東 北 支 店 内
東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市	南 九 州 営 業 所	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 那 覇 市
中 国 支 店	広 島 県 広 島 市	工 場 ・ 調 達	
九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市	製 造 ・ 調 達 部	埼 玉 県 上 尾 市
		研 究 所	
		技 術 開 発 セ ン タ ー	埼 玉 県 上 尾 市

② 使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
268名	4名増	42.4歳	16.04年

(注) 使用人数には再雇用者(エルダー社員)、契約社員等は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、三井金属鉱業株式会社は、当社の株式を781千株(自己株式138,612株を控除した持株比率31.69%)保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,510,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,602,500株 |
| (3) 株主数 | 917名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
三井金属鉱業株式会社	781,000	31.69
ナカボーテック取引先持株会	205,600	8.34
株式会社麻生	153,700	6.23
ナカボーテック社員持株会	138,695	5.62
日本生命保険相互会社	67,500	2.73
中川哲央	64,350	2.61
株式会社三井住友銀行	50,000	2.02
合同会社ワイズ	50,000	2.02
三井住友信託銀行株式会社	50,000	2.02
川部英子	26,600	1.07

(注) 持株比率は自己株式 (138,612株) を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 村 浩	最高業務執行責任者
代表取締役副社長	仲 谷 伸 人	執行役員事業開発本部長兼品質保証室主管
取 締 役	真 殿 宏	執行役員内部監査室、製造・調達部主管兼製造・調達部長
取 締 役	藤 原 博 方	執行役員事業統括本部長兼事業統括本部営業統括部長
取 締 役	阿 武 宏 明	執行役員経理部、総務部、安全環境室主管
取 締 役	南 正 信	執行役員経営企画部主管兼経営企画部長
取 締 役	中 川 哲 央	
取 締 役	星 川 次 夫	三井金属鉱業株式会社関連事業統括部副事業統括部長
常 勤 監 査 役	高 原 一 紀	
監 査 役	沓 内 哲	三井金属鉱業株式会社常勤監査役
監 査 役	山 下 雅 司	三井金属鉱業株式会社常務執行役員関連事業統括部事業統括部長
監 査 役	小 畑 明 彦	弁護士

- (注) 1. 取締役中川哲央氏及び星川次夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役沓内哲氏、山下雅司氏及び小畑明彦氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、監査役小畑明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
3. 監査役山下雅司氏は、三井金属鉱業株式会社の経理業務等を長年にわたり担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役真殿宏氏は事業年度末日後の4月1日付で執行役員内部監査室主管兼事業統括本部副本部長兼製造調達統括部長に就任しております。
5. 取締役星川次夫氏は、事業年度末日後の4月1日付で三井金属鉱業株式会社モビリティ事業本部技術部長に就任しております。
6. 監査役山下雅司氏は、事業年度末日後の4月1日付で三井金属鉱業株式会社常務執行役員経営企画本部副本部長に就任しております。
7. 監査役綾部靖彦氏は、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基礎報酬	業績報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	154,248 (7,260)	95,320 (7,200)	43,168 (-)	15,760 (60)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	26,534 (10,890)	24,444 (10,800)	- (-)	2,090 (90)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	180,782 (18,150)	119,764 (18,000)	43,168 (-)	17,850 (150)	15 (6)

- (注) 1. 上記人員には、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。)
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。)
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・ 2021年度役員退職慰労引当金

取締役	9名分	15,760千円 (うち社外取締役 3名に対し 60千円)
監査役	5名分	2,090千円 (うち社外監査役 3名に対し 90千円)

 なお、上記支給額には、当事業年度中に役員退職慰労金として費用処理した1,507千円を含んでおります。
5. 当社は役員賞与を廃止しており、支給額には役員賞与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年6月29日開催の第78期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役、監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役2名に対し35,350千円
- ・ 監査役1名に対し10,000千円

八. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの決定が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役報酬規程において、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金が当社の取締役報酬として定められており、同規程ならびに取締役退職慰労金規程に基づき報酬制度を運用しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

・基礎報酬（固定報酬）に関する方針

基礎報酬については、会社業績、社員最高年収、世間水準などを総合的に勘案したうえで、社長の基礎報酬年額（7月～翌年6月の基礎報酬額）を設定します。社長を除く各役位の取締役の基礎報酬年額は、社長の同年額を基準に職責に応じた役位毎の比率を目安に算出します。上記世間水準は、政府統計などの外部の調査データ等を活用し把握します。

加えて、退任時に支給する退職慰労金は、取締役退職慰労金規程に基づき取締役会及び株主総会の決議を経て支給します。

・業績報酬（業績連動報酬）に関する方針

取締役報酬規程に定める業績報酬の算定にあたっては、経営上重要とみなす指標において期初設定予算の達成度合を基に、2020年度の当該報酬の支給実績をも勘案したうえで総合的に判断し決定します。上記指標は、各事業年度の安定的な収益計上および株主還元を重視して、2020年度の経常利益(1,309百万円)・配当額(1株当たり330円)を重要指標の主なものとし採用しています。

なお、経営の執行を公平な立場で判断する社外取締役については、基礎報酬のみを支給し、業績報酬の支給対象としません。

・非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬については取締役報酬規程に定めはなく、現在は導入していません。今後、社外取締役を除く各取締役に対し当該報酬を導入しようとする場合は、同規程の改定をはじめ取締役会決議、株主総会への付議などの手続きを取り進めます。

・報酬等の割合に関する方針

取締役の各報酬の支給割合は、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金の過去10年間（2012年度～2021年度）の支給実績に基づき概ね以下のとおりです。但し、各報酬はそれぞれの方針に基づき決定されるため、以下の支給割合は変動します。

基礎報酬 (固定報酬)	業績報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
70%～55%	35%～20%	15%～10%

退職慰労金は任期1年分を基礎報酬・業績報酬と合算した際の割合。

・報酬等の付与時期や条件に関する方針

基礎報酬額及び業績報酬額の改定については、取締役報酬規程に基づき前年度の業績が確定した毎年7月に実施します。役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から基礎報酬額を改定します。

基礎報酬及び業績報酬は、取締役の在籍期間中に月額均等払いで支給します。

・報酬等の委任に関する事項

取締役報酬規程に基づき、基礎報酬額及び業績報酬額は株主総会の決議を得た限度額以内において、取締役会から委任を受けた報酬委員会が決定しこれを取締役に報告します。当委員会は、会長、社長、社外取締役、総務部主管取締役で構成され、招集者及び議長は会長又は社長が務めます。報酬委員会に委任した理由は、ガバナンス強化の観点から、社外取締役を含む取締役を構成員として、かつ、アドバイザーとして社外監査役が参加することで役員報酬決定に至る一層の透明性、妥当性が確保できるものと判断したためです。当委員会では、構成員の全員一致をもって決定しています。報酬委員会の構成は以下のとおりです。

報酬委員会の構成員(2021年5月時点)

- ・議長 : 【代表取締役社長】 名井 肇
- ・委員 : 【社外取締役】 中川哲央、木部久和
: 【総務部主管取締役】 阿武宏明
- ・アドバイザー : 【社外監査役】 沓内哲、山下雅司、小畑明彦

・上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役報酬規程では、取締役会の決議により基礎報酬減額の措置をとることができます。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役星川次夫氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社関連事業統括部副事業統括部長を兼務しております。
 - ・監査役沓内哲氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の常勤監査役を兼務しております。
 - ・監査役山下雅司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の常務執行役員関連事業統括部事業統括部長を兼務しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役中川哲央氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言等をいただきました。また、当該事業年度に開催された報酬委員会に参加し、取締役の報酬の審議では適宜必要な意見・提言をいただきました。
 - ・取締役星川次夫氏は、2021年6月29日就任以降開催された取締役会10回中9回に出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い知識と経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言等をいただきました。
 - ・監査役沓内哲氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中11回出席、また監査役会9回中8回に出席し、関係会社の監査役としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等をいただきました。
 - ・監査役山下雅司氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中11回出席、また監査役会9回全てに出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等をいただきました。
 - ・監査役小畑明彦氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、また監査役会9回全てに出席し、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から当社の経営上有用な発言等をいただきました。
- (注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役及び社外監査役に対して事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。
また同様に当社では、監査役会に出席できない社外監査役に対して事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。

(6) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 19,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査実績との整合性及び職務遂行状況、並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(7) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容
該当事項はありません。

(8) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する

る議案の内容を決定いたします。

なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長が「社是」、「経営理念」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ② 取締役会規程等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制としております。
- ③ 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の3者による監査体制の確立を図ることとしております。
- ④ 外部専門家を窓口にする内部通報制度(ホットライン)の運用等により、法令違反、「行動基準」違反の未然防止及び早期発見を的確に行う仕組みを構築し運用しています。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたリスク、その他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 月1回以上の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 開催にあたり、各取締役に事前に取締役会資料を配布し、必要に応じ議案の説明をしております。
- ③ 取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標、並びにその他の重要事項については、経営方針会議と執行役員制度を導入し、迅速な業務執行とその実現を目指しております。
- ④ 取締役は取締役会での決定事項を執行役員へ伝え、執行役員は当該事項を各部門へ浸透させ、各部門は目標に向けて、具体的な行動計画及び予算の策定並びに月次・四半期業績管理を実施しております。取締役会、経営方針会議では状況を定期的にレビューしております。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保することとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。また、当該使用人の人選については、取締役からの独立性に配慮しつつ、監査役の意見を参考として決定し、当該使用人の異動、人事評価等については、常勤監査役と事前に相談を行います。当該使用人が監査役の職務を補助するにあたっては、取締役から独立して監査役を補佐し、監査役会等において監査役からの指示を受けるとともに、指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行います。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び社内規則に従い監査役に報告すべき事項が生じたときは監査役に報告しております。当該報告を有効かつ容易にするため、常勤監査役に関しては、取締役会に加え、経営方針会議等業務執行関連の重要会議に出席する機会を確保しております。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度(ホットライン)の利用案内において通報者が不利益な取り扱いを受けることがない旨を定めており、これを準用し、使用人の監査役への情報提供につきましても、これを理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、監査役を監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認めております。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長又は会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施しております。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役職務の適正性及び職務の執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、取締役会に上程する審議事項に関する資料は、出席者が十分な準備を行えるように事前配布とし、必要に応じて議案の事前説明を行っております。取締役会では取締役及び監査役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っております。

社外役員は、独立した立場にて専門的見地から意見を表明し、取締役の業務執行に関し提言を行っております。

経営方針会議と執行役員制度を導入し、取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標並びにその他重要事項について、迅速な業務執行とその実現に取り組んでおります。当事業年度において経営方針会議を21回開催いたしました。

(2) コンプライアンスに対する取り組み

全社員を対象に当社社員としての行動基準の周知を通じて、法令及び社内規則の遵守並びに社会良識に基づき行動することを徹底し、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでおります。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、外部の弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度を設け、社内へ周知しております。

(3) リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用をし、当事業年度において、12回開催いたしました。同委員会では、各種リスクの把握やその対応について協議をし、その状況を経営方針会議に報告をしております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度において9回開催いたしました。監査役会では、各監査役が監査に関する重要な事項について報告をし、協議・決議を行っております。

監査役は、取締役会ほか、経営方針会議などの重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認しております。

また、監査役は、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会の設定、内部監査室との連携及び社長、会計監査人との間で定期的な意見交換を実施し、監査の実効性を図っております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	8,954,065	流動負債	2,164,739
現金預手金	913,259	工事未払金	673,682
受取手形権	782,551	買掛金	241,540
電子記録債権	447,846	未払掛金	28,838
完成工事未収入金	2,842,704	未払費用	101,600
売掛金及び契約資産	626,225	未払法人税等	280,049
商品及び製品	471,791	未払消費税	73,960
完成工事支出金	186,790	未払消費負債	90,083
材料貯蔵品	94,100	契約補償引当金	16,951
関係会社預け金	2,412,085	完成工事損失引当金	32,611
前払の費用	109,944	工事与引当金	550,000
その他	66,765	資産除去債務	49,500
固定資産	1,906,075	その他	25,921
有形固定資産	678,417	固定負債	1,053,544
建物・構築物	313,284	退職給付引当金	968,548
機械・運搬具	40,817	役員退職慰労引当金	75,375
工具器具・備品	69,049	資産除去債務	8,894
土地	251,012	その他	725
建設仮勘定	1,565	負債合計	3,218,283
その他	2,688	純資産の部	
無形固定資産	28,410	株主資本	7,533,564
投資その他の資産	1,199,247	資本金	866,350
投資有価証券	315,960	資本剰余金	870,126
破産更生債権等	11,865	資本準備金	753,385
長期前払費用	181,496	その他資本剰余金	116,741
繰延税金資産	539,085	利益剰余金	6,286,150
長期差入保証金	161,905	利益準備金	197,611
その他	800	その他利益剰余金	6,088,539
貸倒引当金	△11,865	固定資産圧縮積立金	28,600
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	5,459,939
		自己株式	△489,062
		評価・換算差額等	108,292
		その他有価証券評価差額金	108,292
資産合計	10,860,140	純資産合計	7,641,856
		負債・純資産合計	10,860,140

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

科 目	内 訳	金 額
	千円	千円
売 上 高		
完成工事高	10,165,313	
製品等売上高	2,744,422	12,909,735
売 上 原 価		
完成工事原価	8,190,052	
製品等売上原価	1,639,713	9,829,765
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,975,260	
製品等売上総利益	1,104,709	3,079,970
販売費及び一般管理費		2,016,973
営業利益		1,062,997
営業外収益		
受取利息配当金	20,503	
その他	14,478	34,981
営業外費用		
その他		2,222
経常利益		1,095,756
特別損失		
固定資産除却損		45
税引前当期純利益		1,095,710
法人税、住民税及び事業税		256,540
法人税等調整額		75,380
当期純利益		763,789

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 余 剰 金	資 余 剰 金 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計	利 剰 余 金 合 計	
							固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 越 剰 余 金	繰 越 剰 余 金	
当 期 首 残 高	866,350	753,385	0	753,385	197,611		28,600	600,000		5,533,731	6,359,942
会計方針の変更による累積的影響額										△38,762	△38,762
会計方針の変更を反映した当期首残高	866,350	753,385	0	753,385	197,611		28,600	600,000		5,494,969	6,321,180
期 中 の 変 動 額											
剰余金の配当										△798,818	△798,818
当期純利益										763,789	763,789
自己株式の取得											
自己株式の処分			116,740	116,740							
株主資本以外の項目の 期中の変動額（純額）											
期中の変動額合計	-	-	116,740	116,740	-	-	-	-	-	△35,029	△35,029
当 期 末 残 高	866,350	753,385	116,741	870,126	197,611		28,600	600,000		5,459,939	6,286,150

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△643,001	7,336,676	116,969	116,969	7,453,646
会計方針の変更による累積的影響額		△38,762			△38,762
会計方針の変更を反映した当期首残高	△643,001	7,297,914	116,969	116,969	7,414,884
期 中 の 変 動 額					
剰余金の配当		△798,818			△798,818
当期純利益		763,789			763,789
自己株式の取得	△449	△449			△449
自己株式の処分	154,387	271,128			271,128
株主資本以外の項目の 期中の変動額（純額）			△8,677	△8,677	△8,677
期中の変動額合計	153,938	235,649	△8,677	△8,677	226,972
当 期 末 残 高	△489,062	7,533,564	108,292	108,292	7,641,856

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券 : その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- デリバティブ : 時価法
- 棚卸資産 : 未成工事支出金 個別法による原価法
: 商品・製品・材料貯蔵品 月次総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 : 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 無形固定資産 : 定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 長期前払費用 : 支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 : 完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、当期完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 工事損失引当金 : 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- 賞与引当金 : 従業員の賞与支払いに備えるため、翌期支給見込額の当期負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく必要設定額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には、主に港湾施設、地中埋設施設及び陸上施設等の防食工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については原価回収基準を適用しております。期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足後、別途定める支払条件により通常一年以内に支払を受けておりますが、一部の契約においては、取引価格の一部前受や工事出来高に応じた支払を受けております。これらの履行義務に対する対価は、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 製品等出荷に係る収益

製品等出荷に係る収益には、防食関連材料や装置の製造・販売が含まれ、当該履行義務は、主として顧客へ製品等を引き渡した時点で製品等に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しておりますが、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。なお、複数の製品等の納入を伴う契約については製品等ごとに履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、契約数量全数の出荷後、別途定める支払条件により通常一年以内に支払を受けておりますが、一部の契約においては、取引価格の一部の前受や契約数量の一部出荷に応じた支払を受けております。これらの履行義務に対する対価は、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替相場の変動等により損失の可能性がある外貨建売上及び仕入の予定取引について、これと同一通貨の為替予約を契約することにより、当該リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引（為替予約）は実需の範囲内で行う方針としております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である予定取引とは重要な条件がほぼ同じであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判断を省略しております。

(2) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

6. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 工事契約に係る収益認識

従来は工事契約に関して、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号2007年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号2007年12月27日)に基づき、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については原価回収基準を適用しております。期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 製品等分納出荷に係る収益認識

従来は製品等販売契約に関して、原則として契約数量を全数出荷した時点で収益を認識しておりましたが、複数の製品等の納入を伴う契約については製品等ごとに履行義務を充足した時点で収益を認識する処理に変更しております。なお、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計

方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及び「預り金」は当事業年度より「契約負債」及び「預り金」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、「流動負債」の「預り金」が1,250千円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は221,256千円増加し、売上原価は162,100千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ59,155千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は38,762千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額： 1,550,750千円
2. 保証債務
財形持家融資制度及び住宅資金斡旋制度に基づく、従業員の銀行借入に対する保証であります。
保証債務額： 250千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は7,682千円であります。
4. 関係会社債権債務
関係会社債権： 2,412,085千円
関係会社債務： 5,670千円
5. 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
完成工事未収入金： 2,502,190千円
契約資産： 340,513千円
6. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
売掛金： 591,575千円
契約資産： 34,650千円

損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額： 32,611千円
2. 関係会社との取引高
営業取引高
売上高： -千円
仕入高： -千円
その他の営業取引高： 20,398千円
営業外取引高
預け金に係る利息等： 9,880千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,602,500	—	—	2,602,500
合計	2,602,500	—	—	2,602,500
自己株式				
普通株式 (注)	181,837	435	43,660	138,612
合計	181,837	435	43,660	138,612

(注) 自己株式の普通株式増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 70株

特定譲渡制限付株式返還による増加 365株

自己株式の普通株式減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

2021年5月10日開催の取締役会決議による自己株式の処分 43,660株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	798,818	利益剰余金	330	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	542,055	利益剰余金	220	2022年3月31日	2022年6月30日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	3,633
賞与引当金	168,410
未払事業税	19,704
賞与引当金に係る未払社会保険料	22,956
退職給付引当金	296,569
役員退職慰労引当金	23,079
完成工事補償引当金	5,190
工事損失引当金	9,985
有価証券退職給付信託拠出損	31,791
資産除去債務	17,880
その他	11,426
繰延税金資産計	<u>610,628</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△47,793
固定資産圧縮積立金	△12,622
その他	△11,127
繰延税金負債計	<u>△71,543</u>
繰延税金資産の純額	<u>539,085</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.08%
住民税均等割等	1.42%
税額控除	△1.82%
その他	△0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.29%</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金調達の必要性が生じた場合には、主に銀行からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクの軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引の可否を決定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは自由であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権債務管理要領に従い、営業債権について、各支店・営業所の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、決裁権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注3）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	314,310	314,310	—

（注1）「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「売掛金」「関係会社預け金」「工事未払金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,650

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金預金	913,259
受取手形	782,551
電子記録債権	447,846
完成工事未収入金	2,842,704
売掛金	626,225
関係会社預け金	2,412,085

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金は 又出資 金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	三井金属鉱業株式会社	東京都品川区	42,129,465	機能材料 非鉄金属 自動車部品	(被所有) 直接 31.76	余剰資金の預入れ 営業上の取引 役員の兼任	余剰資金の預入れ 利息の受け取り	△40,119 9,880	関係会社 預け金	2,412,085

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

余剰資金の預入れについては、三井金属鉱業株式会社における関係会社預り金制度に基づくものであり、預け金に付される利息については、市場金利を勘案した上で、同社と利率を決定しております。

収益認識に関する注記

(1)収益の分解

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	港湾	地中	陸上	計		
一時点で移転される財又はサービス	5,886,125	1,426,348	746,564	8,059,039	433,495	8,492,534
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,829,145	453,599	—	3,282,744	1,134,456	4,417,201
顧客との契約から生じる収益	8,715,271	1,879,947	746,564	11,341,783	1,567,951	12,909,735
売上高	8,715,271	1,879,947	746,564	11,341,783	1,567,951	12,909,735

- (注) 1. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。
2. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	港湾	地中	陸上	計		
工事	6,644,069	1,792,728	248,969	8,685,768	1,479,545	10,165,313
製品等	2,071,201	87,219	497,594	2,656,015	88,406	2,744,422
顧客との契約から生じる収益	8,715,271	1,879,947	746,564	11,341,783	1,567,951	12,909,735
売上高	8,715,271	1,879,947	746,564	11,341,783	1,567,951	12,909,735

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおりであります。

(3)当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	809,252	782,551
電子記録債権	428,097	447,846
完成工事未収入金	3,652,533	2,502,190
売掛金及び契約資産	404,705	591,575
	5,294,588	4,324,163
契約資産		
完成工事未収入金	426,437	340,513
売掛金及び契約資産	—	34,650
	426,437	375,163
契約負債	85,680	90,083

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社では主に、工事契約に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社の権利に関係しております。契約資産は、権利が無条件になった時点で債権に振替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点です。

契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、85,680千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取扱いを行う工事の期間がごく短く代替的な取扱いを適用していた工事の工期延長)の額は、123,774千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

工事契約に係る収益に関して、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、製品等出荷に係る収益については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(単位：千円)

	当事業年度 (2022年3月31日)
1年以内	2,512,451
1年超	90,082
合計	2,602,534

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,101円54銭
- 1株当たり当期純利益 312円19銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 ナカボーテック
取締役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永峯 輝一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田原 諭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカボーテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社ナカボーテック 監査役会

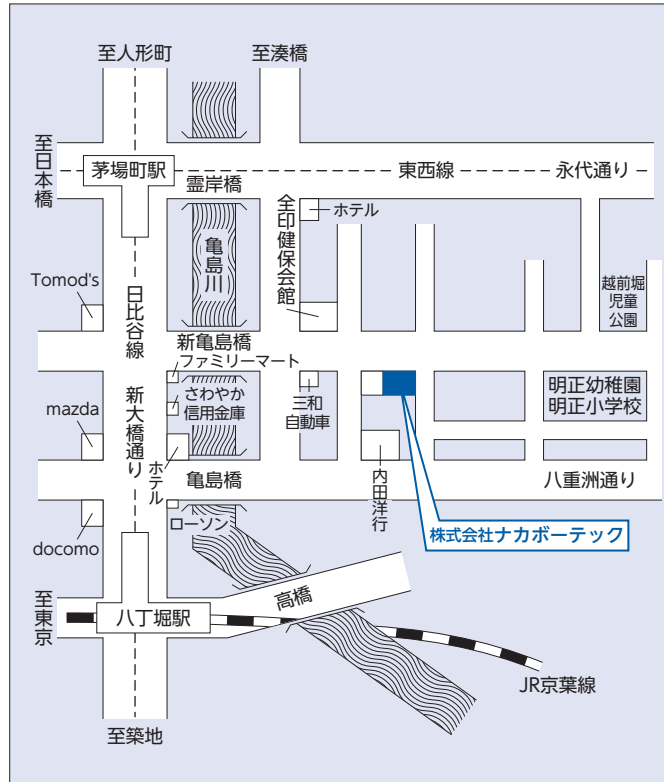
監査役（常勤）	高 原 一 紀	㊟
監 査 役	沓 内 哲	㊟
監 査 役	山 下 雅 司	㊟
監 査 役	小 畑 明 彦	㊟

(注) 監査役沓内哲、山下雅司及び小畑明彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区新川二丁目5番2号
 当社本店 7階会議室



- 交 通
- 東京メトロ 東西線 茅場町駅下車 (3番出口)
 - 東京メトロ 日比谷線 茅場町駅下車 (1番及び2番出口)
 - J R 京葉線 八丁堀駅下車 (B1番出口)